

町民ポスト

投函日 1/25

氏名 匿名希望

住所

ご意見

町のパークゴルフ場について次の質問をします。

- 1) 利用料金の算定基準を示して下さい
1日券 300円 回数券 3000円(15日分) 1回200円
シーズン券 10000円(1回52円) それぞれの算定基準を示して下さい
- 2) シーズン券の1日分の利用料金が52円とした根拠を明示してください
- 3) 昨年のコロナによる閉鎖期間の利用料金の返金が有りましたが、通常返金しないとなっていますが、なぜ返金したのですか。
- 4) シーズン券の利用について シーズン中何日の利用を想定していますか
数年間の平均利用日数を示して下さい。1日券、回数券の利用回数を示して下さい。
- 5) シーズン券の割引とは何にをもって割引としているのですか 示して下さい。
- 6) 割引率
1日券300円に対し回数券は66%引(15回券が3000) シーズン券は92%引
回数券(15回分 3000)に対して75%引 1回200 となっています
これだけ割引していてもコロナによる閉鎖期間の返金が1日52円 10000円を189日で割った
日額52円を100%を返金しています。又町の収入に入らない使用料金であった場合は指定管理者に
返金をもとめるのがだとうと思いますが、なぜ町費をもって返金されたか示してください。
- 7) 回数券の使用期間がシーズンかぎりとなっていますがなぜシーズンかぎりですか 何ぞ十分な使用期間としない
のですか あと数回利用したときに50%高い1日券で利用しづらいと思います
次のシーズンに利用できるのであれば回数券で利用日数もふえパークゴルフあいこう者もふえてくると
思います。回数券の利用をこう入してから十分な期間をもうけない明確な理由を示して下さい。
- 8) 町のパークゴルフ場について
パークゴルフ場使用料が町の収入にはいつているのですか

回答

所管課

教育振興課

【回答】

- 1、5) 使用料の算定基準及び割引率については、上富良野町パークゴルフ場の設置及び管理に関する条例
第14条第2項の規定により、「利用料金の額は、第9条に定める使用料の額の範囲内において、指定管理者
があらかじめ委員会の承認を受けて定めるものとする。」とされており、教育委員会で承認し、使用料を決定しています。
なお、現在の利用料金設定につきましては、より多くのパークゴルフ愛好者にご利用いただきたいという思いから、近
郊の市町村にありますパークゴルフ場の利用料金を参考に決定した経緯があります。
- 2) シーズン券10,000円を年間利用期間189日間(4/29~11/3)で日割りすると、1日
あたり約52円となります。
- 3) 新型コロナウイルス感染拡大防止のための緊急事態宣言により、令和3年度においてパークゴルフ場を臨時休
業(69日間)としたことから、上富良野町パークゴルフ場の設置及び管理に関する条例第11条第1号(不
可抗力によって使用できなくなったとき。)の規定に基づき還付しました。
1日券及び回数券とシーズン券の性質は異なるものであり、シーズン券の場合は有効使用期間である189日間
が利用可能であることを前提に料金設定がされていることから、緊急事態宣言による臨時休業日数相当分の使用料
を返還するよう判断しました。
- 4) シーズン券はパークゴルフ場のオープン期間である189日間が利用可能であることを前提に料金を設定して
おります。また、平成28年から令和4年の1日券及び回数券、シーズン券の利用人数(延べ数)については以下
のとおりです。

	圏内利用者								圏外利用者			
	1日券				シーズン券		回数券		1日券		シーズン券	回数券
	高校生以下		18歳以上						高校生以下	18歳以上		
	5割減免	通常	5割減免	通常	5割減免	通常	5割減免	通常	高校生以下	18歳以上		
H28	0	32	86	1,180	1,173	13,164	22	1,630	40	739	0	334
H29	0	24	54	1,022	973	13,026	61	1,801	31	868	0	406
H30	0	16	95	806	826	12,378	38	1,432	59	860	0	196
R1	0	25	66	766	1,267	12,875	45	1,389	62	898	0	249
R2	0	12	55	635	1,006	10,059	53	1,418	30	622	0	144
R3	0	11	27	262	731	7,281	61	506	31	339	0	46
R4	0	22	50	484	1,130	10,977	30	1,161	61	445	0	62

6、8) 上富良野町パークゴルフ場では、民間の能力を活用することにより住民サービスの向上と経費の節減を図るため指定管理者制度を導入し、指定管理者に管理及び運営を委託しているため利用料金は指定管理者の収入となります。しかし、緊急事態宣言による臨時休業の影響による大幅な収入の減少が適正な町有施設の維持管理及び運営に支障をきたすことを懸念し、委託料の補填措置という考えから町費を支出しております。

7) 回数券の使用期間については、平成15年のオープン時より同一シーズン内としております。平成23年度から平成29年度まで利用者からの要望もあり町と指定管理者、パークゴルフ協会と協議し、翌年の5月31日まで延長しましたが、平成30年度から収益改善のため回数券有効期限の延長施策を廃止した経過があります。

回数券の使用期間の延長についてのご要望ですが、他のパークゴルフ場を参考にしながら、従来どおり同一シーズン内でのご利用としますので、ご理解をお願いします。